

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：新潟県教育委員会

令和8年7月28日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.4%
全職員	95.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.9%
本庁課長相当職	97.3%
本庁課長補佐相当職	94.8%
本庁係長相当職	94.8%
校長	99.2%
副校長・教頭	95.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.7%
31～35年	94.7%
26～30年	93.7%
21～25年	91.5%
16～20年	93.9%
11～15年	93.5%
6～10年	95.2%
1～5年	97.0%

* 給与は、給料・手当（通勤手当（非課税部分）等の実費経費や退職手当は除く。）等と賞与の「総支給金額」の和をいう。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

- ・ 相対的に給与水準の高い管理的地位の職に占める職員や勤続年数の長い職員の割合が男性の方が高いことから、男性の給与に対する女性の給与の割合が低い。(管理職手当受給者に占める男性の割合：約 83%、校長の男性の割合：約 84%、副校長・教頭の男性の割合：約 82%、勤続年数 31 年以上の区分に占める男性の割合：約 51%)
- ・ 扶養手当や単身赴任手当について、男性の方が世帯主になることや単身赴任をする割合が高いことから、男性に支給される割合が高い。(受給者に占める男性の割合…扶養手当：約 76%、単身赴任手当：約 90%、)
- ・ 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育業務に従事する職員に支給される産業教育手当について、男性の方がこれらの業務に従事する割合が高く、男性に支給される割合が高い。(受給者に占める男性の割合…約 87%)
- ・ なお、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」には、任期付職員、再任用職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員が含まれる。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分		令和 8 年度	
管理的地位にある職員		17.6%	
管理職(課長級以上)の女性 ※教育職員以外		15.4%	
管理職(校長・副校長・教頭)の女性 ※教育職員	市町村立学校及び 県立特別支援学校	校長	16.2%
		副校長・教頭	19.3%
	県立高等学校、 中等教育学校及び 県立中学校	校長	15.1%
		副校長・教頭	18.9%

【説明欄】

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日時点における割合。
- ・ 事務局、出先機関、教育機関及び県立学校事務においては、課長級以上、県立学校及び市町村立学校においては、校長、副校長及び教頭を管理的地位にある職員として算出。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	0%
本庁課長相当職	18.8%
本庁課長補佐相当職	24.3%
本庁係長相当職	70.2%

【説明欄】

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日時点における割合。
- ・ 教育職員以外において算出。

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度	
	常勤職員	臨時・非常勤職員
教育職員	49.8%	42.4%
行政職員等	62.5%	51.2%

Ⅴ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	58.7%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	60.0%
女性	50.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1 週間以上 2 週間未満	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%
2 週間以上 1 月以下	10.5%	0.0%	0.0%	0.0%
1 月超 3 月以下	16.3%	0.0%	40.0%	0.0%
3 月超 6 月以下	12.8%	1.3%	0.0%	0.0%
6 月超 9 月以下	8.1%	10.7%	20.0%	50.0%
9 月超 12 月以下	8.7%	16.5%	0.0%	0.0%
12 月超 24 月以下	0.6%	54.5%	—	—
24 月超	0.0%	17.0%	—	—

Ⅵ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	18.4 時間／月
内部部局以外	4.8 時間／月

【説明欄】

- ・ 内部部局等については、本庁の教育職員以外の常勤職員において算出。
- ・ 内部部局以外については、出先機関、教育機関、県立学校（行政職等）、市町村立学校（行政職等）の教育職員以外の常勤職員において算出。

VII 職員の年次休暇等の取得日数の状況

区分	令和7年度
	平均取得日数
教育職員	13日3時間
行政職員等	13日4時間

【説明欄】

- ・ 市町村立の職員を除く。
- ・ 取得率については、総取得日数を総付与日数（繰越を除く）で除して算出。